

平成 22 年 6 月

改正利息制限法の施行に伴う提携 ATM ご利用時のおしらせ

～当金庫のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客さまへ～

平成 22 年 6 月 18 日以降、当金庫以外の提携金融機関の ATM を利用される場合に、ATM 画面や利用明細票に表示されるお客様の ATM 利用手数料と実際にお客様にご負担いただく手数料が相違する（お客様にご負担いただく ATM 利用手数料が少なくなる）場合がございます。

これは、利息制限法の改正により、以下のようなお取引では、一定額を超える ATM 利用手数料が利息とみなされるための対応で、ATM 利用手数料が一定金額を超えるお取引では、お客様にご負担いただく ATM 利用手数料の一部を当金庫が負担させていただきます。

この場合、ATM 画面や ATM のご利用時に発行される利用明細票には当金庫負担分を含む ATM 利用手数料が表示される場合がありますが、お客様の通帳には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されますのでご了解ください。

<当金庫以外の提携 ATM ご利用時のお取引内容>

- ・ローンカードによるお借入・ご返済
- ・キャッシュカードによる出金時に残高不足によりお借入が発生する場合
- ・キャッシュカードによる入金時に借入残高のご返済が行われる場合

お客様にご負担いただく ATM 利用手数料が少なくなるのは、以上の取引のうち一部のみです。詳しくは当金庫の窓口にお問い合わせください。

ご理解のほど、何卒よろしく願いいたします。

～当金庫以外の提携金融機関のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客さまへ～

本件に係る対応は、金融機関によって異なりますので、詳細は預金口座をお持ちの金融機関にお問い合わせください。

